

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と札幌倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

- （1） 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時
 - （2） 北海道内の被災市町村から協力要請がある時
 - （3） 北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
 - （4） その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1） 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
- （2） 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- （3） 必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
- （4） その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力することとし、実施する場合は、物資の保管等の措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
- 5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう可能な範囲において、できる限り努めるものとする。

2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣された者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するように努めるものとする。

（平常時からの体制）

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力に努めるものとする。

- （1） この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- （2） 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- （3） 防災に関する情報交換
- （4） 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- （5） その他、必要と認める事項

（実施細目）

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

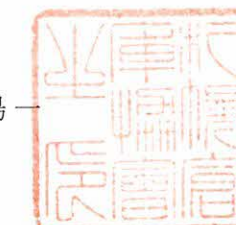
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 札幌倉庫協会
会長 青山 陽一



災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と道北倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

- （1） 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
 - （2） 北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
 - （3） 北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
 - （4） その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1） 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
- （2） 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- （3） 必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
- （4） その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
- 5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

- 2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するように努めるものとする。

（平常時からの体制）

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- （1） この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- （2） 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- （3） 防災に関する情報交換
- （4） 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- （5） その他、必要と認める事項

（実施細目）

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 道北倉庫協会
会長 伊藤 誠吾



災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と室蘭地区倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

- （1） 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
 - （2） 北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
 - （3） 北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
 - （4） その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1） 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
- （2） 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- （3） 必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
- （4） その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

- 第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
 - 5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

- 2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

（補償）

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

（関係機関との調整）

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

（情報提供）

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

（平常時からの体制）

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- （1） この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- （2） 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- （3） 防災に関する情報交換
- （4） 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- （5） その他、必要と認める事項

（実施細目）

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 室蘭地区倉庫協会
会長 土倉



災害時における港湾荷役の支援等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道港運協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に、港湾運送事業法に定める指定港（以下、「港湾」という。）における船舶による物資輸送に伴う港湾荷役作業の支援等（以下、「港湾荷役の支援等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う港湾荷役の支援等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- （1） 甲の区域内において災害等が発生し、甲から港湾における港湾荷役の支援等の協力要請があるとき
- （2） 甲の区域外において災害等が発生し、都道府県間での港湾における港湾荷役の支援等の協力要請があるとき
- （3） その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1） 港湾において、道内外から船舶により輸送されてくる物資及び道内外へ船舶により輸送する物資の港湾荷役の支援等
- （2） 港湾荷役の支援等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- （3） 必要な港湾荷役の支援等の専門家の道及び被災市町村の災害対策本部への派遣
- （4） 港湾施設の被害状況に係る情報収集及び甲への通報
- （5） その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 港湾荷役の支援等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、港湾運送事業法による国土交通大臣届出料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 港湾荷役の支援等の専門家の派遣に要した費用に関する負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 乙は、港湾荷役の支援等の終了後、その費用を甲に請求するものとする。

5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(事故発生時の取扱い)

第6条 乙は、港湾荷役の支援等の実施に際し事故等が発生した時、又は、港湾荷役の支援等の継続が困難な事由が発生した場合には、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 本協定による港湾荷役の支援等により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(補償)

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの補償は、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(関係機関との調整)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や港湾運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第10条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

(平常時からの体制)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 使用可能な岸壁や荷役機械等の情報の共有
- (3) 防災に関する情報交換
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (5) その他、必要と認める事項

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して、別に実施細目を定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月2日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 小樽市港町4番4号
北海道港運協会
会 長 大 田 秀 樹

災害時における港湾荷役の支援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 災害時における港湾荷役の支援等に関する協定（以下、「協定」という。）第12条の規定により、北海道（以下、「甲」という。）と北海道港運協会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり実施細目を定める。

(港湾荷役の支援等に関する要請)

第2条 甲は、協定第2条第2項の規定による要請は、別記様式第1号により行う。ただし、港湾荷役の支援等専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣を要請する場合は、別記様式第2号により行う。

(港湾荷役の支援等に関する報告)

第3条 乙は、協定第2条第1項の規定に基づく要請により、港湾荷役の支援等を行った場合は、別記様式第3号により報告する。ただし、港湾荷役の支援等専門家の派遣を実施した場合は、別記様式第4号により報告する。

(港湾荷役の支援等専門家)

第4条 協定第3条に規定する港湾荷役の支援等専門家とは、次に掲げる災害対策本部港湾荷役の支援等専門家及び港湾荷役の支援等拠点支援専門家をいう。

- (1) 災害対策本部港湾荷役の支援等支援専門家とは、港湾の状況・使用可能船舶の情報、港湾荷役作業の調整、時間の調整等、トータルの港湾荷役の支援等システムが構築でき、災害対策本部で調整や助言を行う者をいう。
- (2) 港湾荷役の支援等拠点支援専門家とは、港湾荷役の支援等拠点における港湾荷役作業管理、誘導、荷役作業機器の運用等、トータルの拠点システムが構築でき、港湾荷役の支援等拠点で調整や助言を行う者をいう。

(経費の請求)

第5条 協定第5条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 乙は、協定第6条に規定する港湾荷役の支援等の実施に際し発生した事故等の状況を報告する場合は、別記様式第5号により行うものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

港湾荷役の支援等要請書

第 号

年 月 日

北海道港運協会会長 様

北海道知事

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり港湾荷役の支援等を要請します。

要 請 理 由 及 び 災 害 状 況		
要 請 期 間		
作 業 の 場 所	港 湾 名	
	埠 頭 ・ 岸 壁	
船 舶 の 情 報	船 名 ・ 船 種	
	ト ン 数	
	入 港 ・ 着 岸 日 時	
	運 航 会 社	
	船 舶 代 理 店	
	発 港 / 着 港	
貨 物 の 種 類	品 目 (荷 姿)	
	数 量 (ト ン 数)	
トラックの情報 搬入 / 搬出	事 業 者 名	
	台 数 ・ 車 両 No.	
連 絡 先	所 属 ・ 担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	

平成 年 月 日

港湾荷役の支援等専門家派遣要請書

第 号

年 月 日

北海道港運協会会長 様

北海道知事

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり専門家の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び応援を必要とする事由

2 港湾荷役の支援等専門家の派遣を必要とする業務

(1) 災害対策本部港湾荷役の支援等専門家

派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日 数)	業務内容

(2) 港湾荷役拠点の支援等専門家

派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日 数)	業務内容

(3) その他参考となる事項

平成 年 月 日

港湾荷役の支援等実施報告書

第 号

年 月 日

北海道知事 様

北海道港運協会会長

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり港湾荷役の支援等を実施したので報告します。

従 事 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
作 業 の 場 所	港 湾 名	
	埠 頭 ・ 岸 壁	
船 舶 の 情 報	船 名 ・ 船 種	
	ト ン 数	
	発 港 / 着 港	
貨 物 の 種 類	品 目 (荷 姿)	
	数 量 (トン 数)	
作 業 の 内 容	作 業 の 種 類	
	作 業 者 数	
	使用した荷役機械 資 機 材 等	
連 絡 先	所 属 ・ 担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	

港湾荷役の支援等専門家派遣報告書

北海道知事 様

北海道港運協会会長

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり専門家の派遣を実施したので報告します。

記

1 港湾荷役の支援等専門家の派遣を実施して行った業務

(1)災害対策本部港湾荷役の支援等専門家

所 属	氏 名	派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日 数)	業務内容

(2)港湾荷役拠点の支援等専門家

所 属	氏 名	派遣場所 (所在地)	派遣期間 (日 数)	業務内容

(3)その他参考となる事項

平成 年 月 日

港湾荷役の支援等に関する事故発生等報告書

第 号

年 月 日

北海道知事 様

北海道港運協会会長

「災害時における港湾荷役の支援等に関する協定」第6条の規定に基づき、次のとおり事故状況等を報告します。

記

1 発生した事故等の状況

2 支援した船舶・作業の現状

作業場所 (所在地)	作業期間 (日 数)	事業者名	船舶数	作業従事者数	荷役物資等の種 類

(3) その他参考となる事項

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と函館倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想される時、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
 - (2) 北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
 - (3) 北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
 - (4) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
- (2) 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
- (4) その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
- 5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係機関との調整)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

(平常時からの体制)

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- (3) 防災に関する情報交換
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (5) その他、必要と認める事項

(実施細目)

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 5月10日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 函館倉庫協会
会 長 今城 祐志

災害時等における緊急輸送等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と一般社団法人北海道ハイヤー協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）の緊急輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲が乙に対して行う緊急輸送等の要請に関して、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

- （1） 北海道内において災害等が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- （2） 北海道外において災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
- （3） その他、甲が必要と認めるとき

2 前項の要請は、乙に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（協力要請の対象）

第3条 この協定における協力要請の対象は次に掲げるものとする。

- （1） 応急対策等に必要の人員、要配慮者等の輸送業務
- （2） 応急対策等に必要の機材、物資の輸送業務
- （3） 災害状況及び被害情報の収集・通報
- （4） その他、甲が必要と認めるもの

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けた場合は、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、緊急輸送等を実施したときは、速やかに甲に対し書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により緊急輸送等に要した経費については、甲が負担するものとし、その他については乙の負担とする。

（経費の支払い）

第7条 乙は、本協定に基づく業務の実施後、前条の規定に基づき、甲の負担する経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合には、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、緊急輸送等の実施に際し事故等が発生した時、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、事故等の発生により、緊急輸送等を中断した場合には、速やかに緊急輸送等を継続するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、乙の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えた時は、その賠償の責を負うものとする。

(関係市町村との調整)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたり、関係市町村との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、緊急輸送等のほか通常業務中に覚知した災害被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(平常時からの体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 防災に関する情報交換
- (3) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (4) その他、必要と認める事項

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(守秘義務)

第14条 乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協議事項)

第15条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月18日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 一般社団法人北海道ハイヤー協会
会長 今井 一彦

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と道東倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
 - (2) 北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
 - (3) 北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
 - (4) その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
- (2) 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
- (4) その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

- 第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
 - 5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

- 第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係機関との調整)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供しよう努めるものとする。

(平常時からの体制)

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- (3) 防災に関する情報交換
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (5) その他、必要と認める事項

(実施細目)

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月29日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 道東倉庫協会
会 長 坂野 奨

災害時における物資の保管等に関する協定

北海道（以下、「甲」という。）と北見地区倉庫協会（以下、「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下、「災害時等」という。）に救援物資の保管及び荷役等（以下、「物資の保管等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関して、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合は、乙に対し、物資の保管等を協力要請することができるものとする。

- （1） 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき
 - （2） 北海道内の被災市町村から協力要請があるとき
 - （3） 北海道外において、災害等が発生し、都道府県間での応援を実施するとき
 - （4） その他、甲が必要と認めるとき
- 2 前項の要請は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1） 物資の保管場所や応急対策拠点として、倉庫及び敷地（以下、「倉庫等」という。）の一部提供及び管理・運営
- （2） 物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、並びに荷役機械及び資機材等の提供
- （3） 必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
- （4） その他、甲が必要と認める業務

（報告）

第4条 乙は、第2条の要請に対し可能な範囲において、できる限り協力するとともに、措置状況について、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

- 第5条 物資の保管等に要した費用（保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害時等の直近における北海道の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 物流専門家の派遣に要した費用に関する甲又は甲に要請した市町村の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 4 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
 - 5 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

（事故発生時の取扱い）

- 第6条 事故の発生等により、物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定める。ただし、乙会員事業者の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

(補償)

第8条 本協定の業務を実施するにあたり、派遣された者の責めに帰することができない理由により、派遣されたものが死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、乙会員事業者の責任において行うものとする。ただし、乙会員事業者が災害補償をできない場合においては、甲乙誠意をもって協議する。

(関係機関との調整)

第9条 本協定に基づく業務の実施にあたり、市町村や運送事業者等の関係機関との必要な連絡調整業務は、原則として、甲が行うものとする。

(情報提供)

第10条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するよう努めるものとする。

(平常時からの体制)

第11条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から次の事項の協力を努めるものとする。

- (1) この協定に関する事務担当者名簿の作成・相互交換を含む連絡体制の構築
- (2) 物資の保管場所や応急対策拠点として提供可能な施設情報の共有
- (3) 防災に関する情報交換
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練への積極的な参加
- (5) その他、必要と認める事項

(実施細目)

第12条 この協定の細目を定めるため、別に「災害時における物資の保管等に関する協定実施細目」を定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月29日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 北見地区倉庫協会
会 長 大谷 知直